

議案第18号

佐倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月25日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市都市公園条例の一部を改正する条例

佐倉市都市公園条例（昭和47年佐倉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「許可」の次に「(指定区域（別表第1の2の公園名の欄に掲げる公園の区分に応じ、同表の区域の欄に定める区域をいう。以下同じ。）における許可を除く。)」を加え、「別表第1の2」を「別表第1の3」に改める。

第16条の2中「(佐倉城址公園を除く。以下「有料施設設置公園」という。)」を削り、「有料施設設置公園の」を「同表に掲げる公園（佐倉城址公園を除く。以下「有料施設設置公園」という。）及び指定区域の」に改める。

第16条の3中「指定管理者」の次に「(指定区域の指定管理者を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定区域の指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定区域の維持管理に関すること。
- (2) 指定区域における行為の許可に関すること。
- (3) 指定区域における法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物の占用の許可に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める業務

第16条の5の見出し中「有料施設」を「施設等」に改め、同条第2項中「第15条」を「指定管理者が管理する有料施設及び指定区域について第15条」に改め、「指定管理者が管理する有料施設に」を削り、「、同条第1項」を「、同項」に、「第6条の3第1項」を「第3条第1項若しくは第3項又は第6条の3第1項」に改め、「有料施設」の次に「又は指定区域」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第6条の3の規定を」を削り、「有料施設に」の次

に「について第6条の3の規定を」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

指定区域について第3条の規定を適用する場合においては、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

第16条の6第1項中「の使用者」を「を使用し、又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けて指定区域を使用しようとする者」に改め、同条第2項中「利用料金」を「有料施設設置公園の有料施設の利用料金」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第3条第1項又は第3項の許可を受けて使用する指定区域の利用料金は、別表第1の3に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。この場合において、同表中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

別表第1の2中「第10条」の次に「、第16条の6」を加え、同表を別表第1の3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第1の2（第10条関係）

公園名	区域
佐倉城址公園	田町駐車場及びその周辺の区域のうち、市長が指定する区域

別表第3法第7条第1項第6号に掲げる工作物の項の次に次のように加える。

政令第12条第1項第1号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき	1年	1,100円
--------------------	----------------	----	--------

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、令和10年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は令和8年4月1日から、附則第3項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の佐倉市都市公園条例の規定により市長がした許可その他の行為及び市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の利用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の佐倉市都市公園条例の相当規定によって指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(佐倉市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 佐倉市都市公園条例の一部を改正する条例（令和7年佐倉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項の改正規定中「」の次に「(佐倉ふるさと広場における許可を除く。)」を「(」の次に「佐倉ふるさと広場等(佐倉ふるさと広場及び)」を、「いう」の次に「。)」を「いう」に改める。

第16条の2の改正規定から第16条の6の改正規定までを次のように改める。

第16条の2中「公園の」を「公園及び佐倉ふるさと広場の」に、「指定区域」を「佐倉ふるさと広場等」に改める。

第16条の3第1項及び第2項、第16条の5第1項及び第3項並びに第16条の6第1項及び第3項中「指定区域」を「佐倉ふるさと広場等」に改める。

別表第1の2の改正規定を削る。